

第2部 環境の現況と対策

第1章 人と自然との共生

第1節 多様な自然環境の保全とふれあいの創造

1 すぐれた自然と身近な自然の保全

(1) 自然公園の保護管理

① 現況

(ア) 自然公園等の指定

すぐれた自然の風景地を保護するため、国立公園、国定公園、県立自然公園及び自然環境保全地域（以下「自然公園等」という。）を次のとおり指定しています。

表2-1-1 自然公園一覧

（単位：ha）

公 園 名	面 積							指定年月日
	特別保護 地 区	特別地域				普通地域	合 計	
		第 1 種	第 2 種	第 3 種	計			
瀬 戸 内 海 国 立 公 園		2	680	199	881	657	1,538	昭和25年5月18日
小 計		2	680	199	881	657	1,538	
剣山国定公園		1,240	3,218	11,522	15,980	2,196	18,176	昭和39年3月3日
室戸阿南海岸 国 定 公 園	92	64	1,480	2,087	3,631	22	3,745	平成17年7月8日
(阿波大島海域 公 園 地 区)	(15.5)							昭和46年1月22日
(阿波竹ヶ島海 域公園地区)	(9.9)							昭和47年10月16日
小 計	92	1,304	4,698	13,609	19,611	2,218	21,921	
箸 蔵 県立自然公園						1,183	1,183	昭和42年1月1日
土 柱 ・ 高 越 県立自然公園		4	79	244	327	1,091	1,418	平成17年4月1日
大 麻 山 県立自然公園						1,309	1,309	昭和42年1月1日
東 山 溪 県立自然公園			47	12	59	4,373	4,432	平成17年4月1日
中 部 山 溪 県立自然公園			34	166	200	5,380	5,580	平成18年3月3日
奥 宮 川 内 谷 県立自然公園						1,325	1,325	昭和42年1月1日
小 計		4	160	422	586	14,661	15,247	
合 計	92	1,310	5,538	14,230	21,078	17,536	38,706	

<当初指定年月日>

瀬戸内海国立公園
室戸阿南海岸国定公園
土柱・高越県立自然公園
東山溪県立自然公園
中部山溪県立自然公園

昭和9年3月16日
昭和39年6月1日
昭和42年1月1日
昭和42年1月1日
昭和42年1月1日

図2-1-1 公園区域

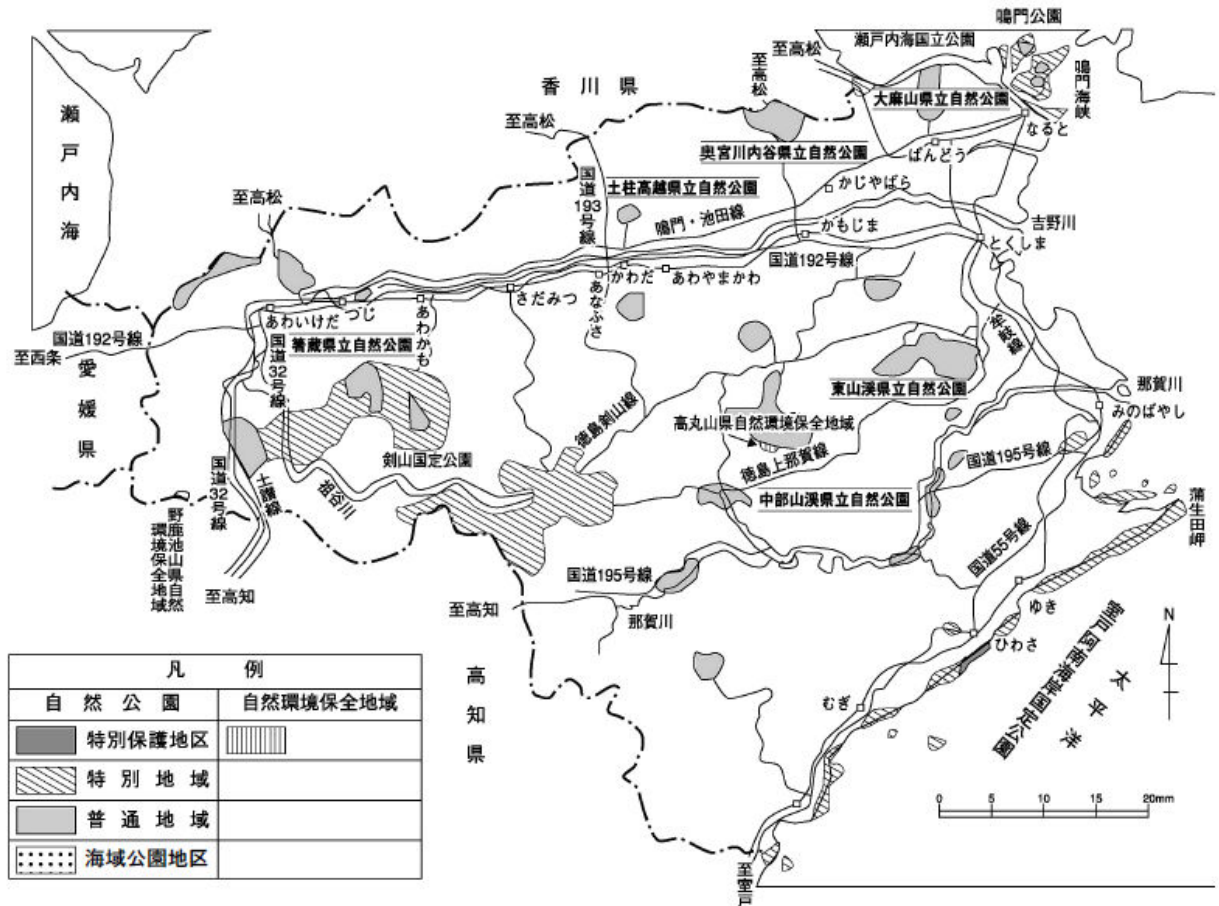


表2-1-2 自然環境保全地域

(単位：ha)

自然環境保全地域名	面 積			指定年月日
	特別地区	普通地区	合 計	
高 丸 山	20.5	8.5	29.0	昭和52年3月11日
野 鹿 池 山	2.0	8.0	10.0	昭和57年1月29日
合 計	22.5	16.5	39.0	

(イ)公園計画の策定と再検討

公園計画とは、優れた自然の風景地である自然公園のそれぞれの特性に応じて、いかにして風景の保護を図り、豊かな自然環境を保全するか、またどのように利用させるかについて定めるものです。つまり、自然公園の保護又は利用のための規制又は施設整備に関する計画です。

各公園における見直しの状況は次のとおりです。

a 瀬戸内海国立公園

昭和32年及び45年に保護及び利用計画が決定され、その後全面的に見直しは行われていませんでしたが、平成2年度に再検討を終了し、公園計画が変更されました。

b 剣山国定公園

昭和61年度に再検討を終了し、公園計画が変更されました。また、その後の状況変化に対応するため、平成5年度にも公園計画が変更されました。

c 室戸阿南海岸国定公園

平成17年度に再検討を終了し、公園計画が変更されました。

d 県立自然公園

平成17年度に土柱・高越県立自然公園、東山溪県立自然公園、中部山溪県立自然公園の再検討を行い、公園計画が変更されました。あとの県下の3県立公園は、区域の指定のみであり、公園計画は策定されていません。

(ウ) 自然公園等の監視体制

a 公園監視団体の指定

国立公園及び県立自然公園の適切な管理を行うため、平成16年度から県内の環境NP0の応募団体から最もふさわしい団体を公園監視団体として2年ごとに指定し、自然環境室の指導監督を受け、自然環境保全に関する監視、指導、情報収集等を行っています。

② 対策

(ア) 自然公園等における各種行為の規制

自然公園法、徳島県立自然公園条例及び徳島県自然環境保全条例に基づき、自然公園等の区域内においては、その区域の風致景観を保全するため、各種の行為（工作物の新改増築等、木竹の伐採、土石の採取等）の規制を加えております。

規制の範囲は、自然公園区域内に指定されている特別地域、普通地域によって異なっており、また許可権限者についても国立公園は環境大臣、国立公園及び県立自然公園は県知事となっています。

なお、国立、国立公園の特別地域内の行為については自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）第11条によって、許可、不許可の判断がなされており、大規模な開発行為（1ha以上の面的広がりをもつ開発行為等）については、事前に環境に及ぼす影響について総合調査を行うこととされています。

平成24年度における自然公園ごとの許可、届出等の件数は、表2-1-3のとおりです。

表2-1-3 自然公園内許可等件数

(単位：件)

事項別 \ 自然公園別	剣山国立公園	室戸阿南海岸 国立公園	県立自然公園	計
特別地域許可	0	0	1	1
特別保護地区許可	0	0	0	0
普通地域届出	0	0	0	0
特別地域内協議・普通地域内協議	0	0	0	0
特別地域内届出	0	0	0	0
計	0	0	1	1
公園事業認可・執行承認	0	0	0	0

③ 今後の取り組みの方向性

(ア) 国立公園、国立公園の公園計画の策定と再検討

国立公園においては国が、国立公園については県が必要に応じて見直しを図ります。

(イ) 県立自然公園の公園計画の策定

- ① 特に保全すべき景観や生態学的に重要な自然がある。
- ② 指定時に比べて景観が著しく改変されている。
- ③ 地元市町村や地域住民及び利害関係者の理解と協力が得られる。

以上のことが満たされる公園については、公園計画の策定を図ってまいります。

(ウ) 自然公園等の監視体制

不法投棄や自然公園の利用者の増加に伴い、環境負荷の増大、マナーの低下等の問題が生じているとともに、平成22年4月から自然公園法が改正され、生物多様性の確保や規制の強化が図られました。

これらに対応し、貴重な自然環境を有している自然公園等の保全と適正な利用を図るために、県民との協働により監視体制の充実・強化を図ります。

(2) 身近な自然の保全

① 現況

(ア) ふるさと自然ネットワークの構築

自然との共生を県民が身近なところで感じ、地域の多様な自然環境を活かしたビオトープ（生き物の棲み家）の保全・創出を県民協働で進め、ふるさとの多様な自然を将来世代へよりよい形で伝えることを目的に策定した「とくしまビオトープ・プラン」に基づき、身近な自然環境の保全を支援しています。

(イ) 森林

本県は、森林が県土の75%に当たる314千ヘクタールを占める森林県であります。森林は、木材生産はもとより県土の保全や水資源のかん養など、私たちに様々な恵みをもたらしています。最近では、二酸化炭素の吸収・固定、保健・文化・教育的利用、野生動植物の生息の場としての期待も高まっており、こうした森林の持つ多面的機能の発揮が強く求められております。森林の所有管理形態は、国有林が全体の6%で、残りは私有林や県・市町村有林などの民有林となっております。

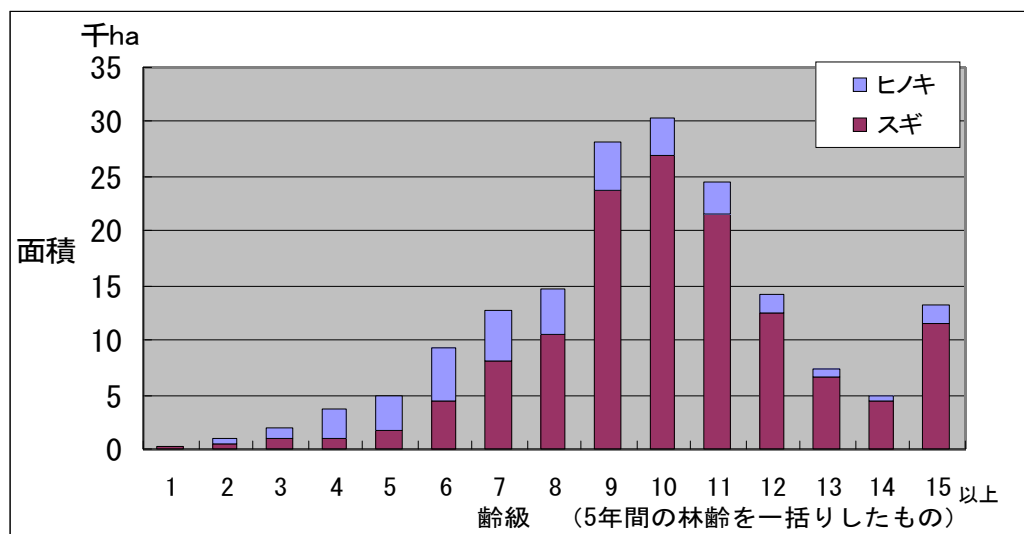
森林の特徴としては、古くから林業が盛んであることや戦後の荒廃した森林の復旧、旺盛な木材需要に対応することなどを目的として人工造林が進み、現在では私有林の62%がスギを中心とした人工林となっています。また、人工林は、概ね50年生以上の林分が半数に達している一方で、間伐が必要な林分も約4割を占めています。

表2-1-4 森林資源現況表

森林面積(h a)								森林率 (%) 計	民有林の森林蓄積(千m³)		
国有林	民有林					その他	計		人工林	天然林	計
	人工林	人工林率 (%)	天然林	その他	計						
18, 610	183, 443	62	105, 786	6, 020	295, 249	35	313, 894	75	79, 671	12, 330	92, 001

資料：林業戦略課「森林資源現況表」H25.3.31

図2-1-2 スギ・ヒノキ人工林年齢構成（私有林）



② 対策

(ア) ふるさと自然ネットワークの構築

地域の多様な自然環境を活かしたビオトープの保全・創出を県民協働で進めるとともに、地域におけるビオトープの取り組みを効果的に進めるため、ビオトープ・アドバイザーの派遣を実施しました。

表2-1-5 平成24年度ビオトープ・アドバイザー派遣状況

年月日	場 所	参加人数
平成24年 6月14日	鳴門市撫養小学校	17
平成24年 6月21日	石井町浦庄小学校	24
平成24年 7月25日	大塚製薬（株）徳島板野工場	13
平成24年 9月23日	鳴門市クリーンセンター	11
平成24年10月14日	小松島市日開野町	4
平成24年11月 3日	鳴門市クリーンセンター	17
平成24年12月 8日	鳴門市クリーンセンター	12
平成25年 2月 8日	美馬市岩倉小学校	61
平成25年 3月 5日	徳島市市民活力開発センター	11
計	9回	170

(イ) 森林

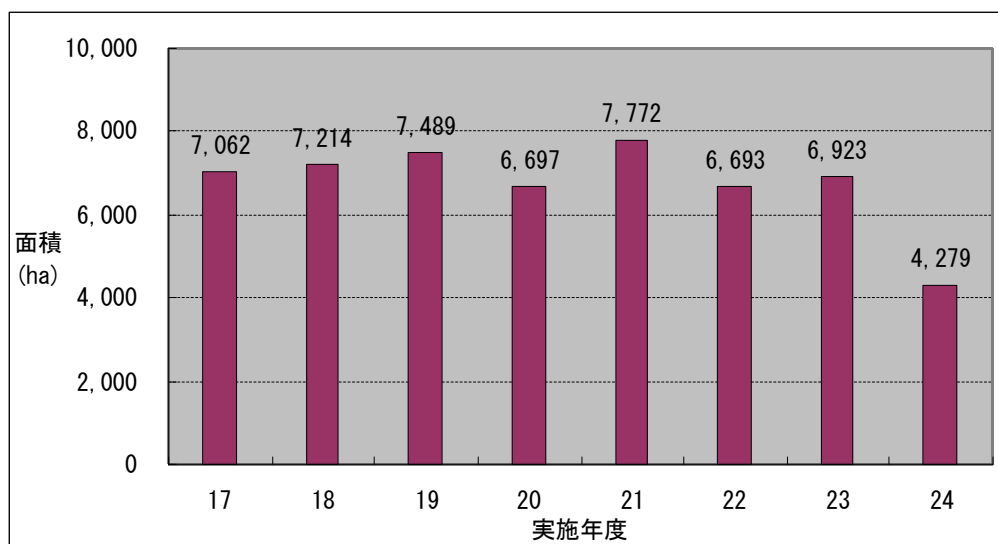
森林に対する県民の要請が多様化・高度化するなか、将来を見据えた本県の森づくりの理念となる「とくしま森林づくり構想」に基づき「とくしま豊かな森づくり」実行計画を策定し、「地球温暖化防止」など「環境を重視した多様な森づくり」に取り組み、森林の持つ多面的機能が持続的に発揮できるよう、森林への対策を進めています。

a 森林の整備

森林整備の目標や基本的な事項を定める地域森林計画を策定するとともに、市町村森林整備計画の樹立及び推進指導を行うなど、森林計画制度の適切な運用により、健全な森林の維持・造成を図っています。

また、森林施業を計画的かつ効果的に進めるため、路網の整備、高性能林業機械の導入、低コスト造林技術の導入などにより、間伐を中心に造林、保育等の森林整備を推進しています。

図2-1-3 間伐実施面積の推移



b 森林の保全

水源のかん養、災害の防止、環境の保全といった公益的機能が特に高い森林を保安林に指定し、計画的な保安林整備を進めています。平成24年度末現在の保安林は、113,955haで、県下森林面積の約36%を占め、県土の保全に大きく寄与しています。

保安林以外の森林の開発を行う場合には、当該開発行為により周辺地域における土砂の流出等の災害または水害、あるいは水の確保などに支障が発生しないように、1haを超える開発行為については規制し、林地開発の適切な指導に努めています。

また、「徳島県豊かな森林を守る条例」により、目的が明らかでない森林取引を防ぐための事前届出制度や特に重要な森林を「徳島県版保安林」として指定し、小規模な開発行為に関しても監視体制を強化していきます。

一方、森林病虫害の被害は松くい虫によるものが多く、その被害材積は昭和56年度の37,340m³をピークに減少傾向にあるものの、年間500から1,000m³程度で被害が推移しており、防潮、防風、風致などの機能を持つ松林にあっては、その保全が求められています。

このため、関係市町村と連携し、薬剤の空中・地上散布、被害木駆除等の防除対策や樹種転換に加え、抵抗性松の植栽による松林の機能回復に取り組んでいます。

表2-1-6 保安林指定状況

区分	保安林の種類	面積
国有林	水源かん養保安林	17,978
	土砂流出防備保安林	377
	小計	18,355
民有林	水源かん養保安林	79,454
	土砂流出防備保安林	13,907
	土砂崩壊防備保安林	180
	その他	2,099
	小計	95,640
合計		113,995

表2-1-7 松くい虫の被害状況及び防除の推移

年度	H20	H21	H22	H23	H24
被害状況(材積:m ³)	678	672	776	459	531
空中散布(面積:ha)	0	0	0	0	0
地上散布(面積:ha)	46	46	46	46	46
被害木駆除(材積:m ³)	156	239	276	111	110

c 森林とのふれあいの場の提供

都市化の進展による生活環境の変化、日常生活における余暇時間の増大等により、森林をフィールドとしたレクリエーション活動や自然観察等が活発化しているのに加え、森林の香気を浴びて心身をリフレッシュさせる森林浴が浸透するなど、森林のレクリエーション的及び保健休養的な利用が求められており、県下の休養林等は重要な役割を担っています。

表2-1-8 休養林等の概要

名 称		所 在 地	面 積(ha)	設定年月日
剣山自然休養林		三 好 市	947.33	S46.12.1
		つ る ぎ 町		
		那 賀 町		
県 民 の 森		つ る ぎ 町	127.95	S42.5～S44.9
生活環境保全林	東 龍 王	徳 島 市	218.44	H3.4
		神 山 町		
	大 川 原	佐那河内村	52.00	S49.4
	婆 羅 尾	徳 島 市	26.20	S54.4
		勝 浦 町		
	大 地	神 山 町	34.40	S59.4
	竜 王 山	美 馬 市	32.00	S63.4
	柴 小 屋	神 山 町	83.50	S62.4
	植 桜	吉 野 川 市	14.20	H1.4
	中 尾 山	美 馬 市	58.60	H3.4
	船 窪	吉 野 川 市	26.70	H3.4
	土 柱	阿 波 市	11.10	H7.4
	風 呂 ノ 塔	東みよし町	27.00	H10.4
	龍 蛇 谷	阿 波 市	166.66	H11.4

③ 今後の取り組みの方向性

「とくしまビオトープ・プラン」に基づき、ビオトープネットワーク方針図にそったビオトープの保全・創出を支援するとともに、普及啓発を推進することにより、身近な地域の自然環境の保全を図っていきます。

また、県土の75%を占める森林は、県土の保全、水源のかん養、やすらぎの空間の提供など、環境財としての効用は県全体に及んでおり、さらには、二酸化炭素の吸収源としてもその重要性はますます高まっております。

このため、「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画」に基づき、健全な森林整備の推進、適切な森林の管理、県民・企業との協働による森づくり、県産木材の利用推進などを図ることにより、「環境を重視した多様な森づくり」を推進します。

2 生物多様性の保全

(1) 希少な野生生物の保護

① 現状

現状において本県に生息する野生生物種数としては、既存の資料等によると、植物では、維管束植物（シダ植物、裸子植物、被子植物）が約3,500種、高等菌類（キノコ）が600種余り、海藻が240種余り、動物では、脊椎動物が650種余り、無脊椎動物が5,000種余り確認されています。しかし、本県における野生生物種についての総合的な把握は十分ではなく、分布状況についてもよく分かっていないのが実状であり、各種のさらなる調査と分析・把握が必要です。

② 対策

(ア) 資料等の整備

絶滅のおそれのある野生生物の保護や、生物多様性の確保のための基礎資料とするため、本県では6年間の調査、検討を経て平成13年に「徳島県の絶滅のおそれのある野生生物」を発刊しました。本書には、脊椎動物151種、無脊椎動物202種、維管束植物814種が掲載されています。この「徳島県の絶滅のおそれのある野生生物」を野生生物に関心を持つ多くの県民の方に活用していただくために、徳島県版レッドデータブック・普及版を動物編（平成14年）と植物編（平成15年）に分けて発刊しました。

表2-1-9 徳島県版レッドデータブック掲載種数一覧

分類群		カテゴリー	絶滅	絶滅危惧			準絶滅 危惧	情報 不足	地域 個体群	留意	計	対象種
				I 類	II 類	小計						
脊椎動物	哺乳類			2	1	3	5		1		9	40
	鳥類			16	24	40	32	2			74	328
	は虫類			1	3	4	4				8	17
	両生類			1	4	5	1				6	17
	淡水・汽水魚類		1	10	6	16	13	4		20	54	171
	小計		1	30	38	68	55	6	1	20	151	573
無脊椎動物	昆虫類		1	34	13	47	33	3	2	8	94	(*) 4, 000
	その他の無脊椎動物			25	28	53	28	20		7	108	1, 366
	小計		1	59	41	100	61	23	2	15	202	5, 366
動物計			2	89	79	168	116	29	3	35	353	5, 939
維管束植物			30	533	156	689	19	73	3		814	(*) 3, 500
合計			32	622	235	857	135	102	6	35	1, 167	9, 439

(*) 掲載種選定時点における概数である。

(イ) 保護条例の制定とその運用

平成18年3月に「徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例」を制定し、また同条例に基づき、以下のとおり指定種等を指定しました。

表2-1-10 指定について

指定期日	指定内容	
	指定の種類	指定種名
平成19年9月 7日	指定希少野生生物	アカウミガメ、オヤニラミ、スナヤツメ、クチキレムシオイ、キリシマイワヘゴ、ジンリョウユリ、レンゲショウマ、キレンゲショウマ、スズカケソウ
平成20年9月18日	指定希少野生生物	タカネバラ
	希少野生生物保護区	旭ヶ丸
平成22年9月24日	指定希少野生生物	チョウジソウ、キバナノセッコク、アワムヨウラン
平成24年3月30日	指定希少野生生物	オオクダ

(ウ) 希少野生生物保護巡視員等の認定

県内に生息・生育する希少野生生物の生息地等の巡視を行うため、巡視員等について県民から募集し、その中からふさわしい者を「希少野生生物保護巡視員」等に認定し、平成19年度からボランティアで、希少野生生物の生息地等の保護について協力いただいています。

表2-1-11 希少野生生物保護巡視員及び巡視団体

巡視対象種名	巡視員 (人)	巡視団体 (団体数)
アカウミガメ	8	1
オヤニラミ	1	0
スナヤツメ	1	0
クチキレムシオイ	3	0
キリシマイワヘゴ	2	0
ジンリョウユリ	1	0
レンゲショウマ	3	0
キレンゲショウマ	1	0
タカネバラ	1	0
チョウジソウ	1	0
キバナノセッコク	1	0
アワムヨウラン	1	0
スズカケソウ	1	0
旭ヶ丸希少野生生物保護区	0	1
計	25	2

③ 今後の取り組みの方向性

本県に生息・生育する野生生物は、生態系の基礎的構成要素であり、県民の豊かな生活に欠かすことのできないものであることから、希少野生生物の保護を図り、県民共有の貴重な財産として将来世代に継承し、生物多様性の保全に寄与することを目的に、「徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例」に基づき、本県の状況に即した保全施策を推進していきます。

(2) 野生鳥獣の適正な保護管理

① 現況

本県は、328種の鳥類、40種の哺乳類が生息していますが、近年土地の高度利用等により生息環境が変化し、ツキノワグマ等多くの種が減少傾向にあると考えられます。一方で、ニホンジカ等一部の野生鳥獣の地域的な増加に伴い、中山間地域を中心とする農林業被害の拡大といった問題が顕在化しています。

② 対策

近年、私たちを取りまく自然環境、とりわけ野生鳥獣に対する社会的関心は高まりつつあります。また、シカ等の特定種の著しい増加やクマ等の減少は自然環境の悪化の指標ともいわれており、野生鳥獣の適正な保護管理が強く求められています。

本県としても野生鳥獣の生息環境の変化に対応し、長期的視点に立った計画的鳥獣保護施策を推進するため、第11次鳥獣保護事業計画（平成24年度～平成28年度）、第3期ニホンジカ及び第3期イノシシ適正管理計画に基づき事業を実施しています。

(ア) 鳥獣保護区及び同特別保護地区の指定

鳥獣の保護を図るため、県民の理解のもとに県土の約6%に当たる53箇所26,278haを鳥獣保護区（国指定を含む）として指定し、その保護を図っています。

また、鳥獣保護区の区域内において、鳥獣及びその生息地の保護を図る上で特に重要な地域については、その生息環境を保全するために、22箇所2,667haを特別保護地区（国指定を含む）として指定し、立木の伐採、工作物の設置等の行為を規制してその保全を図っています。

表2-1-12 平成24年度県設鳥獣保護区指定状況

事由	指定目的	名 称	所 在 地	面積(ha)		存続期間
				保護区	特保地区	
更新	身近な鳥獣	神 山 森 林 公 園	神山町・徳島市	297		H24.11.1～H34.10.31
更新	身近な鳥獣	いきものふれあいの里	佐那河内村	400		H24.11.1～H34.10.31
更新	森林鳥獣	春 森	那 賀 町	380		H24.11.1～H34.10.31
更新	森林鳥獣	鞆 奥	海 陽 町	600		H24.11.1～H34.10.31
更新	森林鳥獣	大 歩 危	三 好 市	500	144	H24.11.1～H34.10.31
		5箇所		2,177	144	

表2-1-13 鳥獣保護区、同特別保護地区の指定状況

(平成24年度末現在)

区 分		県設鳥獣保護区 指 定 実 績	同特別保護地区 指 定 実 績	備 考
森 林 鳥 獣 生 息 地	個 所 数	28	13	他に大規模生息地の保護区として、国指定剣山山系鳥獣保護区があります。 10,009ha(うち特別保護地区1,006ha)
	面 積	10,395ha	1,082ha	
集団渡来地	個 所 数	3	1	
	面 積	643ha	160ha	
集団繁殖地	個 所 数	1		
	面 積	170ha		
身近な鳥獣 生 息 地	個 所 数	20	7	
	面 積	5,061ha	419ha	
計	個 所 数	52	21	
	面 積	16,269ha	1,661ha	

(イ) 特定猟具使用禁止区域の指定

狩猟による危険等の予防のため、都市地域、学校や住宅地に近接した山野等を特定猟具使用禁止区域（銃器）に、多数の人の入り込みのある山野等を特定猟具使用禁止区域（くくりわな）に指定しています。この区域では当該猟具を使用しての狩猟が禁止されるため、鳥獣の保護にも寄与しています。

表2-1-14 特定猟具使用禁止区域の指定状況

事由	個所数	面積(ha)	備 考
指定	11	5,627	存続期間5年
累計	68	40,047	

(ウ) 指定猟法禁止区域の指定

鳥獣が山野や水辺に残留した散弾を飲み込むことにより発生する鉛中毒を予防するため、阿南市橘湾の一部を橘湾鉛散弾禁止区域（98ha）に指定しています。また、くくりわなによるツキノワグマの錯誤捕獲を防止するために那賀町の一部を権田・槍戸くくりわな猟禁止区域（11,460ha）に、三好市の一部を谷道くくりわな猟禁止区域（3,245ha）に指定しています。

(エ) 鳥獣生息調査等の実施

鳥獣保護施策を講ずる基礎資料とするため、鳥獣生息状況調査、特定鳥獣モニタリング調査、ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査、鳥獣保護区等指定効果測定調査等を実施しています。

(オ) 狩猟免許等の交付状況

平成24年度における狩猟免許者数及び狩猟免許合格者数と狩猟者登録者数は、表2-1-15のとおりです。

平成22年度から新規狩猟者の確保に向け狩猟免許試験を従来の2回から3回に増やす他、試験日の休日開催を行っています。

表2-1-15 狩猟免許及び狩猟者登録状況（H24）

（単位：人）

免許の種類	狩猟免許者数	狩猟免許合格者数	狩猟者登録者数
網 猟	34	4	2
わ な 猟	1,228	124	961
第一種銃猟	1,307	27	1,246
第二種銃猟	30	3	39
計	2,599	158	2,248

(カ) 狩猟の適正化

狩猟の適正化及び野生鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護監視員（32人）その他関係機関の協力を得て取締及び指導を実施しています。また、狩猟者の資質の向上を図るため、狩猟免許試験・更新、狩猟者登録等の機会をとらえて、法令の周知、マナーアップ等に努めています。

(キ) 鳥獣捕獲数の推移

平成24年度の狩猟による鳥獣捕獲数は、鳥類4,846羽、獣類4,972頭です。

(ク) 野生鳥獣の保護管理

本県におけるニホンジカによる農林業被害を低減し、人とニホンジカとの共存を図るため、平成24年3月、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく「第3期徳島県ニホンジカ適正管理計画」を策定し、平成24年4月から科学的かつ計画的なニホンジカの管理を実施しています。同様に、イノシシについても、農業被害の軽減を図ることを目的に、平成24年4月から「第3期徳島県イノシシ適正管理計画」を策定し、狩猟期間の延長等の措置を行っています。

(ケ) 捕獲禁止

メスキジ、メスマドリが、全国一円で捕獲禁止に、また本県ではツキノワグマが捕獲禁止になっています。

(コ) 有害鳥獣捕獲事業

農林水産物に被害を与えている鳥獣に対しては、徳島県鳥獣捕獲等許可事務実施要領に基づき、狩猟者及び猟友会の協力を得て、被害を最小限にとどめるように各市町村において捕獲を実施しています。なお、この捕獲許可権限については、円滑な捕獲管理の推進を図るため市町村への権限委譲を進め、平成20年4月からは、県下全ての市町村に権限が移譲されています。

③ 今後の取り組みの方向性

鳥獣保護事業の実施は、鳥獣及びその生息環境の保全・整備を図り、狩猟や鳥獣捕獲許可の適正な運用を通じて、地域における生物多様性の保全にも資するものです。鳥獣保護の事業を進めるには、地域住民の理解と協力が不可欠であることから、関係機関や猟友会、自然保護団体等との連携を強めつつ、人と鳥獣との共生に関する理解の醸成を図り、鳥獣の保護管理の必要性についての普及啓発を進めながら、適正な事業推進を行います。

3 自然とのふれあいの推進

(1) 自然とのふれあいの場の確保

県民の自然とのふれあいへの感心は年々高まっており、自然との交流を図る健全な野外活動は、県民生活においてますます重要性を増していますが、自然や風致景観を損なわないような施設整備が重要となっています。

① 現況

(ア) 自然公園の施設

駐車場、公衆トイレなどの施設を中心に、自然公園を快適に利用できるよう利便性を向上する施設を整備しています。

(イ) 長距離自然歩道（四国のみち）の施設

「四国のみち」は、公道、遍路道などを利用して、自然に親しみながら四国を一周することができるように整備した全長1,545.6km、123コース（内、徳島県320.1km、24コース）の長距離自然歩道です。標識、四阿などの施設を中心に、自然歩道を安全に利用できるように整備しています。

(ウ) 野鳥の森

野鳥の生態観察を通じて野鳥に関する知識を深め、野生鳥獣保護思想の高揚を図るため、誰もが野鳥と身近に接することのできる場として、野鳥の森（名西郡石井町21ha）を整備しています

② 対策

平成24年度における利用施設の整備は次のとおりです。

(ア) 公共事業

国定公園の利用施設の整備等を、環境省地域自主戦略交付金により実施しました。（表2-1-16）

表2-1-16 平成24年度自然公園等整備事業

公 園 名	事 業 概 要	事業費(千円)
室戸阿南海岸国定公園	竹ヶ島海中公園自然再生事業	4,400
長 距 離 自 然 歩 道	四国のみち再整備事業	4,000
剣 山 国 定 公 園	剣山国定公園再整備事業	4,600
計		13,000

③ 今後の取り組みの方向性

(ア) 自然公園の施設整備

将来の利用促進と環境保全を柱にしていた施設整備はもちろんのこと、利用者の安全確保や身障者や高齢者にも配慮した施設の整備を進めるとともに、環境保全そのものを目的とした事業も実施します。

(イ) 長距離自然歩道（四国のみち）の整備

老朽化している施設を適切に維持管理するとともに、利用者が快適で安全に通行できる必要最小限の施設整備を実施します。

(2) 自然とのふれあい活動の推進

① 現況

(ア) 佐那河内いきものふれあいの里の運営

佐那河内村に設置されている県立佐那河内いきものふれあいの里は、ネイチャーセンターのあるセンターゾーンと6つの自然観察スポット及びキャンプ場で構成されており、野鳥や植物などの自然観察や様々な自然体験学習の機会を県民に提供し、自然への理解を深め、自然保護思想の普及啓発活動を推進しています。

(イ) 自然環境協力員の育成

自然環境保全に対する県民意識の高揚を目的としたボランティア参加による自然環境協力員への登録を行った県民を中心に、ネイチャースクール（研修会）や身近な自然一斉調査への参加を呼びかけ、自然保護活動や自然保護思想の普及啓発を行い、自然とのふれあいを推進しています。

(ウ) 愛鳥週間

愛鳥週間（毎年5月10日から16日まで）は、自然の中で野鳥に親しみ、自然を保護する心を育むために設けられたものです。県では関係団体の協力の下、様々な催しを実施しています。

② 対策

(ア) 佐那河内いきものふれあいの里の運営

ネイチャーセンターに植物、野鳥、小動物などの専門的な知識を有する自然観察指導員を配置して、大川原地域の豊かな自然環境を利用した自然観察会などを開催するとともに、各施設における案内や自然観察の指

導を行い、自然とのふれあい活動を実施しています。

(イ) 自然環境協力員の育成

自然とふれあい自然を感じるために、専門的な知識を学ぶ場としてネイチャースクールを開催するとともに、県内の砂浜において、ボランティアの自然環境協力員によるアカウミガメ上陸産卵調査を実施しています。

(ウ) 愛鳥週間

鳥獣保護思想の普及啓発のため、愛鳥週間行事として、次のような多彩な催しを行っています。

- a 平成25年度用愛鳥週間ポスター原画募集
応募数 23校 131点 知事賞 9点 入選 21点
- b 平成24年度愛鳥週間ポスター原画コンクール優秀作品展
 - 1. 平成24年5月21日（月）から5月27日（日）NHK徳島放送局
 - 2. 平成24年6月12日（金）から8月31日（金）徳島県立佐那河内いきものふれあいの里にて開催
- c 野鳥の違法捕獲等の取締り
各総合県民局、東部農林水産局ごとに警察署、鳥獣保護員と協力して実施

③ 今後の取り組みの方向性

自然とのふれあいを推進するためには、県民一人ひとりが自然に対する正しい理解と認識を持ち、自然とのふれあい活動に取り組むことが求められています。このことから、様々な自然体験の場を提供するとともに、自然環境に対する多くの学習機会を創出し、自然とのふれあい活動を推進していきます。